

調布市避難行動要支援者避難支援プラン(総合計画)改定(素案)に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和6年12月20日(金)～令和7年1月21日(火)
- (2) 周知方法 令和6年12月20日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所3階福祉総務課, 公文書資料室, 各図書館・各公民館・各地域福祉センター,
みんなの広場(たづくり11階)市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 総合福祉センター
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接又は郵送, FAX, Eメールで市役所福祉総務課まで提出
※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数:8件(4人)

<提出意見の内訳>

全般に対する意見・・・・・・・・・・・・・・・・6件

第3章「個別避難計画の作成と活用」に対する意見・・・・2件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

全般

案	No	御意見等の概要	市の考え方
	1	40歳以下（年齢問わずでもよい）で健康（健康診断オールB以上）であれば健康保険料を引き下げてください。20万円引き下げてください。お願いします。	いただいた御意見については、関係課と共有させていただきます。
	2	<p>個別避難計画の名簿登録時作成 指摘事項: ○ 現行プランでは、避難行動要支援者名簿の登録と個別避難計画の作成が別々の手続きとなっており、対象者とその家族、地域の人の負担が大きいです。 ○ 名簿登録後に計画作成を進める場合、災害発生前に計画が整わないリスクがあります。</p> <p>改善提案: ○ 市役所で名簿登録時に個別避難計画を同時に作成する仕組みを導入してください。</p> <p>具体的手順: 1) 市役所で名簿登録の際、対象者や家族、福祉専門職が同席し、その場で簡易な計画を作成。 2) 作成した計画は市が管理し、関係者間で共有。 3) 必要に応じて計画の内容を定期的に見直し更新。</p> <p>期待される効果: ○ 手続きが簡便化し、対象者や家族、支援者の負担軽減。 ○ 名簿登録と計画作成を一体化することで、迅速な災害対応が可能。</p>	<p>内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」において、計画作成の優先度が高い方から作成を推進することが方針として示されています。</p> <p>市は、国の取組指針を踏まえ、限られた体制の中で、できるだけ早期に個別避難計画の作成を推進できるよう、当事者本人の心身の状況、地域におけるハザードの状況等を踏まえて優先度を設定し、個別避難計画の作成を段階的に進めて参ります。</p> <p>そのため、個別避難計画作成の優先度が高い要支援者に対しては、福祉専門職との連携による計画作成を推進するとともに、優先度が相対的に高くない要支援者は本人・家族等が必要に応じて、計画を作成することとしております。</p> <p>今後、本取組の推進に当たっては、従来の避難行動要支援者名簿に係る同意・不同意の状況に関わらず、改めて個別避難計画の作成に関する同意確認を行う必要があることから、避難行動要支援者名簿の提供についても、併せて意志の確認を行い、連動した取組として推進することを検討して参ります。</p>
	3	<p>安否確認ツールの導入 指摘事項: ○ 発災時に避難行動要支援者が避難できているかを確認できない場合、支援者が不在確認から始めなければならず、対応が遅れるリスクがあります。 ○ 特にマンションや集合住宅では、不在確認に時間がかかる可能性が高いです。</p> <p>改善提案: ○ 避難行動要支援者が避難状況を報告できる安否確認ツールを導入してください。</p> <p>具体的手段: ○ スマートフォンアプリや音声応答型電話システムを提供し、避難状況を簡易に報告可能とする。 ○ 公共施設などに設置するQRコードやタッチパネルで簡単に報告できる仕組みを整備。</p> <p>期待される効果: ○ 支援者が不在確認に要する時間を削減し、効率的な支援が可能。 ○ 避難済みの避難行動要支援者を即座に確認できることで、優先的な対応が促進。 ○ 避難行動要支援者だけでなく希望するすべての住民が利用できることで安否確認の負荷は大幅に軽減されます。</p>	<p>住民等への情報提供体制については、総合防災安全課において「地域防災計画 令和6年（2024年）修正」の中で、多くの市民の方々に適切な情報を円滑に提供できる体制をこれからも構築していくことに加え、特に個別ニーズへの対応として、要配慮者に対しては、①文字情報による伝達、②音声情報による伝達、③マンパワーによる伝達等、要配慮者の状況に応じ、市からの情報が迅速かつ速やかに伝達できる手段の構築を進めていくこととしております。</p> <p>そのため、いただいた御意見については、関係課と共有するとともに、国や東京都におけるデジタル化に関する動向を注視しながら、今後の参考とさせていただきます。</p>

案	No	御意見等の概要	市の考え方
	4	<p>デジタルと紙媒体の併用による名簿管理</p> <p>指摘事項: ○ 名簿や個別避難計画のデジタル化は管理効率を向上させるが、発災時に通信インフラが使えない場合のリスクが懸念されます。</p> <p>改善提案: ○ 名簿や計画をデジタルと紙媒体の「ハイブリッド管理」により運用してください。</p> <p>具体的な施策: ○ 平時はデジタル化された名簿をID・パスワードで管理し、情報の効率的な更新や共有を可能に。 ○ 発災時には紙媒体での名簿活用を補完的に行う。 ○ 市がウェブポータルを構築し、関係者ごとのアクセス権限を設定。</p> <p>期待される効果: ○ 平時の効率性を維持しつつ、災害時の即応性を確保。</p>	<p>避難行動要支援者名簿や個別避難計画の取扱いについては、個人情報保護の観点から、電子媒体での外部提供や更新を行っておりません。</p> <p>いただいた御意見については、国、東京都等の動向を注視しながら、今後の参考とさせていただきます。</p>
	5	<p>安否確認情報の共有</p> <p>指摘事項: ○ 発災時の情報共有手段が不明確で、支援者間での連携が遅れる可能性があります。</p> <p>改善提案: ○ 市が安否確認ツールを通じて得た情報をリアルタイムで支援者間で共有できる仕組みを構築してください。</p> <p>共有内容: ○ 避難行動要支援者の避難状況、避難先、必要な特記事項。 ○ 支援活動の優先順位を即時判断できる情報。</p> <p>期待される効果: ○ 支援者間の連携がスムーズになり、混乱防止と効率的な支援が可能。</p>	<p>発災時の情報共有手段については、避難行動要支援者の特性に応じてあらかじめ定めておくことが重要です。そのため、個別避難計画に避難時の連絡先や連絡方法を記載することとしております。</p> <p>避難行動要支援者の安否確認に当たってのデジタルデバイスを用いたツールの導入については、関係課とも共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>
	6	<p>情報セキュリティの強化</p> <p>指摘事項: ○ 避難行動要支援者の個人情報が含まれるため、情報漏えいのリスクに配慮が必要です。</p> <p>改善提案: ○ デジタル化された情報は暗号化し、アクセス権限を厳密に管理してください。 ○ 自治会等の役員が高齢等の理由でデジタル弱者の場合は情報漏えいリスクを受容せざるを得ません。</p> <p>具体的な対策: ○ 二段階認証や災害発生後一定期間でのデータ削除。 ○ 情報管理の透明性を確保するため、定期的な監査を実施。</p> <p>期待される効果: ○ プライバシー保護と信頼性の向上。</p>	<p>避難行動要支援者名簿や個別避難計画の取扱いについては、個人情報保護の観点から、電子媒体での外部提供や更新を行っておりません。</p> <p>いただいた御意見については、国、東京都等の動向を注視しながら、今後の参考とさせていただきます。</p>

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

第3章 個別避難計画の作成と活用

案	No	御意見等の概要	市の考え方
13ページ、18ページなど	7	<p>優先度の高い高齢者の個別避難計画の作成支援にケアマネジャーなどの福祉専門職が参画することは配慮が必要な方が避難するうえで、特に注意すべき点などが避難支援をする側にわかりやすくなることが期待でき、良い点だと思います。</p> <p>そして、避難支援も福祉専門職が当たるとされています。しかし、担い手不足になってきている福祉専門職にそれがまかないきれぬのが懸念されます。ケアマネは本来の業務に支障をきたさないのか、また、災害時に福祉専門職が避難支援にあたる余裕があるのかなど、福祉専門職や福祉事業所への負担はどのようにクリアされるのか、そこに市からの支援はあるのか、もう少し踏み込んだ計画にしていただければと思います。</p> <p>そして、優先度が相対的に高くない人の場合は、計画の作成や保管、避難支援も地域の人が想定されていますが、地域の中での支援者を見つけるのが一番難しいことだと思います。支援者を見つけるための支援は考えられているのでしょうか。それを誰がどのように行うのかも計画に入れていただきたいと思います。</p>	<p>避難支援プランの改定に当たり、市は、福祉サービス利用者と福祉専門職との日頃の関わり方や災害時における課題等を把握するため、福祉関係団体や当事者団体からヒアリングを実施するなど、協力関係構築を図ってきました。</p> <p>そのため、引き続き、福祉専門職等の御意見を伺いながら、個別避難計画作成の優先度を踏まえた段階的な取組を推進して参ります。</p>
18ページ、24ページなど	8	<ul style="list-style-type: none"> 計画の作成主体に要支援者の状況を把握している福祉の専門職が入ったことは実効性を高める上で評価できます。ただ介護従事者の人手不足が大きな問題となっている中、現場の負担も大きいと思います。丸投げにならないよう十分配慮してください。 計画を作成しただけでは「絵に描いた餅」になってしまいます。避難支援関係者等とケース会議を持つとか、避難のシミュレーションするとかも必要になると思います。 避難支援関係者等になることは敷居が高いと思われます。あくまで自分や家族が一番であり、法的責任を負うものでないことを十分周知すること。 <p>また、なり手がなく、同じ人が何人かの避難支援関係者に名を連ねるといったことがあってもいいものかどうか不安がありますが、ご検討をお願いします。</p>	<p>避難支援プランの改定に当たり、市は、福祉サービス利用者と福祉専門職との日頃の関わり方や災害時における課題等を把握するため、福祉関係団体や当事者団体からヒアリングを実施するなど、協力関係構築を図ってきました。</p> <p>そのため、引き続き、福祉専門職等の御意見を伺いながら、作成の優先度を踏まえた段階的な取組を推進して参ります。</p> <p>また、個別避難計画の同意確認事項においては、災害時の支援が法的な責任を負うものでないことなどを明記するとともに、今後、要支援者の特性に応じた避難情報の共有や安否確認については、避難支援等関係者において可能な範囲での行動が重要であることの観点から、本取組の周知を図って参ります。</p>

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。